

○厚生労働省告示第一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二类医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月八日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第三無機薬品及び有機薬品の項第三十二号の規定は、同月二十日から適用する。

平成三十年一月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>別表第三 無機薬品及び有機薬品 一～三十一 (略)</p> <p>三十二 エバステン</p> <p>三十三～百四十四 (略)</p> <p>百四十五 トラニラスト</p> <p>百四十六～二百六十四 (略)</p> <p>(略)</p>
改正前	<p>別表第三 無機薬品及び有機薬品 一～三十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三十二～百四十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百四十四～二百六十二 (略)</p> <p>(略)</p>